

基安発 1 1 2 5 第 2 号

平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

(公 印 省 略)

指定外国検査機関の指定について

標記については、別紙のとおり、平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日付け第 5 8 号をもって、ドイツ連邦共和国の TÜV Rheinland Industrie Service GmbH が指定されたところであるので、知されたい。



指 定 外 国 検 査 機 関 指 定 書

検査機関の名称 TÜV Rheinland Industrie Service GmbH
住 所 Am Grauen Stein
D-51105 Köln, Bundesrepublik Deutschland

機械等検定規則第6条第2項の規定により、下記のとおり指定外国検査機関として指定する。

記

- 1 指定する機械等の種類
防爆構造電気機械器具（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるものを除く。）
- 2 指定の有効期間
平成23年11月25日から3年間

平成23年11月25日

厚生労働大臣 小宮山 洋子